

平成28年度 第2回
徳島県動物愛護推進協議会

とき 平成29年3月2日(木)
午後2時から午後4時まで
ところ 県庁 4階 402会議室

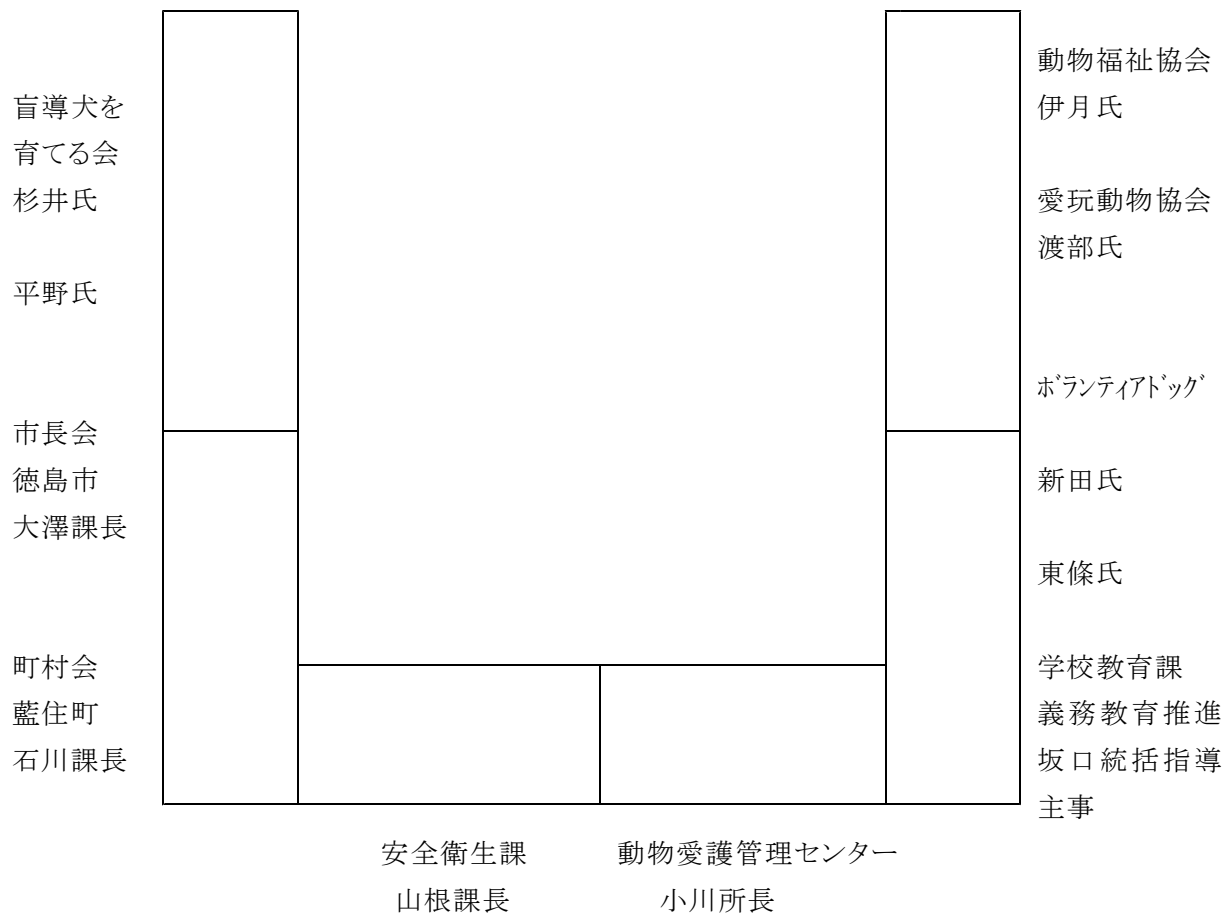
議題

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1)平成28年度動物愛護管理業務実績報告と課題について | P.29~ |
| (2)平成28年度動物愛護管理事業実施状況 | P.43 |
| (3)平成28年度新規事業進捗状況と29年度事業について | P.44~ |
| | 資料 P.50~79 |
| (4)環境省モデル事業概要 | P.48~ |
| (5)譲渡交流拠点施設の活用等について | 資料 P.50,57 |
| (6)その他 | P.80 |

会長代行(山根課長)

会 長

徳島県獣医師会
土橋副会長



安全衛生課	事務局
-------	-----

総合県民局	動物愛護管理センター
-------	------------

推進協議会委員

区 分	協議会構成団体
1 行 政	徳島県危機管理部県民くらし安全局 安全衛生課長 山根泰典 動物愛護管理センター所長 小川寿宏
	徳島県教育委員会 学校教育課 学力向上推進幹 中上齊
	徳島県市長会 徳島市市民環境部市民環境政策課長 大澤昇司
	徳島県町村会 藍住町生活環境課長 石川洋至
2 有 識 者	(公社) 徳島県獣医師会 副会長 土橋 賢治
3 動物愛護団体等	(公社) 日本動物福祉協会徳島県支部 副支部長 伊月高憲
	(公財) 徳島の盲導犬を育てる会 事務局 杉井ひとみ
	(公社) 日本愛玩動物協会徳島県支所 支所長 渡部奈美
4 公 募	特定非営利活動法人 ボランティアドッグ育成センター 代表 新田訓由
	平野登美子
	東條仁志

平成 28 年度第1回 動物愛護推進協議会

司会 さて、動物愛護推進協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、動物愛護管理センター所長小川より、ご挨拶申し上げます。

所長(小川氏) 本日はお忙しい中、平成 28 年度第1回動物愛護推進協議会へのご出席を頂き、誠にありがとうございます。本年度の定期異動によりまして、動物愛護管理センター所長に就任いたしました小川でございます。よろしくお願い致します。

さて、平成 27 年度、センターには犬猫合わせて 2,274 頭の収容がありました。ですが、ミルクボランティア、譲渡ボランティアのご協力をいただきまして、譲渡数が大幅に増えたことがありまして、処分数は 1,489 頭となっております。

これは、平成 15 年の設立当初と比べますと、85 %の減少ということになっております。ということで、一定の成果は上がっておると思われませんが、なお一層の努力は必要であると考えております。

また、平成 22 年度から推進してまいりました地域猫活動は、67 地域まで広がり、獣医師会の協力の元、平成 27 年度末で 1,250 頭の飼い主のいない猫に、去勢手術を実施致しております。一方で、地域猫としてカバーできない飼い主のいない猫への対策は必要、とのご意見を委員からいただき、平成 28 年度の新規事業として市町村交付金制度に、飼い主のいない猫への TNR 活動への支援、を組み込みまして、猫の不妊去勢手術への対応を加速致しております。

次に、災害救助犬につきましては、3月6日に実施されました、災害救助犬候補犬に2頭が合格しております。3月 11 日の「動物愛護セミナー 2016」において、市による認定書の交付式が行われ、平成 29 年3月の災害救助犬認定試験を目指して現在も訓練中であります。セラピー犬につきましても、3月 21 日に6頭が認定され、4月 29 日の「動物ふれあいフェスタ」において認定書の交付を行いました。今後は各種のボランティアとして参加していただく予定となっております。

平成 28 年度以降も、委員の皆さま方のご協力をいただきながら、新たな災害救助犬とセラピー犬の育成に勤めて参りたいと考えております。

また、現在環境省のモデル事業としまして、マイクロチップの装着推進と犬猫の広域譲渡の2つが採択されておりました、獣医師会のご協力を頂きマイクロチップ装着の推進を図り、また、ボランティアとの連携を図り、県外への譲渡を推進してまいりました。この事業につきましては、平成 28 年度も継続して採択されております。

譲渡交流拠点施設につきましては、ご案内の通り譲渡動物の感染症対策として、ボランティアの皆さまの活動拠点として、また、災害時のセンターとして、多くの機能を持つ施設として平成 30 年度供用開始を目指して計画を進めております。現在、設計にかかる入札を実施中であります。今後、ボランティアを含めた施設の運用につきまして、委員の皆さま方のご意見を頂けたらと思っております。

最後になりましたが、当協議会におきまして、活発なご意見を頂き、感謝いたしております。殺処分を目指すために、各委員のご意見が大きな力となっております。本日も、

忌憚のないご意見・ご審議をよろしくお願い致します。

司会 引き続きまして、本日ご出席を頂いております、委員のご紹介をさせていただきます。今年度、主に行政機関ですが、定期異動によりまして、委員の変更がございました。委員名簿は、添付資料の2ページに掲載しております。

委員をご紹介させていただきたいと思います。

当協議会会長をお願いしております公益社団法人徳島県獣医師会会長塩本様

公益財団徳島の盲導犬を育てる会 藤井様

公募委員であります 平野様

徳島県市長会徳島県市民環境政策課課長 大沢様、 なお、本日ご公務の都合により尾崎係長様に出席していただいております。

公益財団法人日本愛玩動物協会徳島県支所長 渡部様

特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター代表 新田様

公募委員でいらっします東條様

徳島県教育委員会学校教育課学力向上推進課 中上様

徳島県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課長 山根様

徳島県動物愛護管理センター所長 小川様

なお、徳島県町村会藍住町生活環境課長 石川様と、公益社団法人日本動物福祉協会徳島県支部 伊月様におかれましては、本日ご都合によりご欠席されております。

それでは、続きまして、会議に先立ちまして、当会の委員長であります、徳島県獣医師会会長 塩本様にご挨拶と議事の進行をお願い致します。

塩本委員長 皆さまには、大変お忙しい所お越しいただき、ありがとうございます。

今日の資料を見ておみると、徳島県における動物愛護推進事業、それからこの推進協議会の活動、これも少し歴史が積み上がってきたかなと思われる内容でございます。今年度、4月1日から寛寛と事業を展開しているわけですが、その中でしっかりとした継続事業もたくさんできております。ですから、それは年が、年度がまたがるだけで、新しい年度になる訳ですけれども、事業が着々と進んでいるところがございます。

新年度事業については、今日の第1回協議会を持って新しくスタートすることになるかと思いますが、これも、今やらなければいけないようなことがしっかりと盛り込まれた事業であったと思っております。内容からですね、本当に歴史が少し積み上がってきたかな、と。着々とメンバーの努力によって、しっかりと積み上げて来ておる感じがしております。

ひとつトピックスとして、日本獣医師会の全国の会議が先日東京でありまして、その中で、獣医師会として、日本獣医師会として取り組んでいる事業を、今積極的に取り組んでいるものがいくつかあるのですけれども、その一つとして、犬のマイクロチップの装着の義務化、法律化、これにかなり力を入れて取り組んでいるところです。そのいろいろな問題な所、やはり飼い主のいない動物の問題の解決の壁であったり、狂犬病予防としての実施率の低下であったりそのあたりを少し根本的からしっかりと見直すために、マイクロチップの装着が必要であり、重要である、ということで精力的に取り組んでおりま

す。

平成 30 年、この動愛法が改正になるとき、そこで是非この施策を果たしたいということで、一生懸命取り組んでおるところでございます。他に、そういうことが可能となれば、本当に動物が、まだ犬だけかもしれませんが、一頭一頭が人と同じようにしっかりと人との組み合わせが出来て、しっかりと見ていける、そんな状況が近づいて来ているわけです。

それでは、今日は盛りだくさんでございますので、早速今から議事を進めていこうと思っておりますので、忌憚のないご意見を承りたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

では、そのまま続けてよろしいでしょうか。

それでは、今日の1番の、「平成 27 年度 動物愛護管理業務実績報告と課題について」を事務局よりお願い致します。

事務局 議題1番の前に、前回、平成 27 年度の推進協議会の協議事項の概要についてご説明させていただきたいと思えます。事務局の方からご説明致します。お手元にあります、資料の3ページから 24 ページの方に前回3月 28 日にございました、2回目の推進協議会の内容を載せております。

概要として、3ページから4ページにかけて、27 年度に新たに始まりました事業の方の説明を、所長の方からさせていただいております。4ページから6ページにかけては、2回目の推進協議会のときに、環境省の動物愛護管理室の山西室長補佐にオブザーバーとしておいでいただいたものですので、山西室長補佐の方から、「殺処分」というテーマで、まず、殺処分ゼロという部分についての全国的な流れであるとか、一体何を持って殺処分ゼロとするのか、というふうなことの、国としてのお考えをお示し頂きました。また、お話の中では、都道府県の中でもいろんな差が出てきているという話の中で、いろんな話をご提案いただいております。

続きまして、6ページの方なのですが、27 年度の1回目の議事録の方の説明をさせていただいた後に、27 年度2月までの実績報告の方を7ページの方から下の方からさせていただいております。

さらに、10 ページ半ばの方から、28 年度、今年度の新規事業として4つの事業が立ち上がったのですけれども、その4つの事業の内容であるとか、どういう経緯で起こったかという部分でのご説明の方をさせていただいた後に、14 ページの方に会長の方から、年度ごとの推進協議会の運営計画表等の方針の提案をいただきました。

さらに、15 ページの方で、災害救助犬の育成について、育成の方に関わっていただいた新田先生等々から、いろいろ育成の上でのご提案をいただきまして、15 ページ中段の方から、センターの方でいま譲渡の方が非常に、ボランティアさんのお力添えもあって進んでいるのですが、やはり多くなってくるにつれて出てきている問題点等について、委員の皆さまからご意見を頂いたところでございます。

18 ページからについては、徳島県の方で平成 26 年 10 月に、知事が「殺処分ゼロ」を打ち出していただいたことを受けて、殺処分ゼロの在り方について、徳島県の方でどういったふうなことをやっていかなければならないかっていうところで、ご提案をいただ

いて、最後 19 ページ、TNR 事業、28 年度に新規で事業を開始していく市町村交付金の中での TNR の事業をどういった形で浸透させていくかとう部分でのご提案等をいただいております。

24 ページまででご覧いただく中で、こちらの協議会の方の議事録の方を県庁の方のホームページに掲載しますので、また委員の皆さま方におかれましては、修正・訂正等ございましたら、センターの方までお申し出頂けたらと思います。よろしくお願い致します。

塩本委員長 はい、ありがとうございました。

今の時点で、何かお気づきの点ございましたら、質問など。

よろしいですか。

それでは、前回の協議事項についての記録ですが、これは以上とします。

それでは、本日の議題1について進めていきたいと思っております。事務局の方からお願い致します。

事務局 それでは、25 ページ、26 ページの、「平成 27 年度実績報告と課題について」説明させていただきます。

平成 27 年度の処分頭数が 1,489 頭、推進計画の目標頭数は 1,100 頭、犬は今回は 652 頭で、猫は 837 頭でした。

まず、犬の処分頭数についてですが、652 頭の内、成犬が 405 頭で、26 年度よりは 80 頭減っております。子犬については 247 頭で 82 頭減っております。内訳ですが、野犬の捕獲頭数は、成犬については 376 頭で、26 年度より 92 頭減っております。子犬が 313 頭で、マイナス 66 頭。継続的に子犬の収容があり、野犬が定着している市町村を下に書いております。

これが放浪場所と子犬の収容で、徳島市が 35 頭、鳴門市 46 頭、吉野川市 28 頭、阿波市 62 頭、阿南市 66 頭、美馬市 35 頭、三好市 16 頭。市町村のご協力の元、無責任な餌やり行為への注意喚起を行っているところです。

2 番にいきまして、「所有権放棄による飼い主の処分」、多頭飼育の崩壊が阿波市、松茂町、美馬市で見られまして、崩壊する前に不妊去勢手術の助言を行っています。咬み癖や飼い主の体調不良が原因のもので引き取りを行っているものもあります。引き取り相談件数は 210 件です。

3 番の、所有者不明の引き取り件数は、成犬は 207 頭でマイナス 1 頭。子犬は 154 頭でプラス 6 頭となっております。そのうち、成犬 107 頭と子犬 6 頭は返還しております。新聞等で保護情報周知によって、成犬の返還率は向上しています。成犬の全収容頭の 22.5 % 返還していることとなります。

4 番の、譲渡頭数ですが、成犬が 127 頭、子犬が 231 頭。飼い主をさがす会が、一般譲渡のことですが、成犬が 33 頭、子犬が 106 頭で、26 年度より 36 頭多くなっています。ボランティアと団体譲渡、成犬は 94 頭、子犬は 125 頭でプラス1頭です。収容数の減少により、譲渡対象が拡大しています。譲渡対象拡大ということで、軽度の疾病、フィラリアや皮膚病のある犬や臆病な子犬も譲渡対象となっております。また、犬から動

物感染症等の収容所の死亡を防ぐため、ワクチンや隔離して飼育を行っております。今後、収容譲渡棟の整備によって、成犬の収容スペースを拡大します。

次の 26 ページをご覧ください。

猫の処分数は、成猫 295 頭、子猫 542 頭でした。

1 番目の、所有権放棄による飼い主の引き取りですが、多頭飼育崩壊ということで、徳島市、三好市、つるぎ町、でおきていて、引き取りの相談件数が 85 件、その中でも不妊去勢手術の助言を行っております。

2 番目の、所有者不明の引き取りですが、成猫が 277 頭でして、昨年度より 139 頭増えています。子猫は 737 頭でこちらも 109 頭増えています。成猫の引き取りが多い市町村は、こちらに挙げている通り、那賀町 31 頭、美波町 51 頭、海陽町 40 頭、美馬市 56 頭、つるぎ町 18 頭、東三好町 15 頭で、こちらも市町村に周知徹底していかなければということで、自活できる猫の引き取り、捕獲箱の使用により積極的な猫の駆除等はしないように周知を行っているところです。

3 番にいきまして、譲渡頭数ですが、成猫が 38 頭、子猫が 211 頭。昨年の 81 頭に比べて、約 3 倍になっております。飼い主を探す会の一般譲渡では、成猫が 18 頭、子猫が 46 頭で、35 頭増えており、ボランティアの団体譲渡においては、成猫 20 頭、子猫 165 頭で 133 頭増えております。猫の譲渡希望者の増加もあるのですが、犬に比べて譲渡団体の登録数は少ない現状でも、平成 27 年度からミルクボランティア制度を導入し、離乳前の子猫も対象とした譲渡を行っているところで、成功が見られております。譲渡棟整備によって、猫のふれあいスペースを作り、成猫譲渡を促進したいと思っております。

4 番の、地域における人と動物の共生支援モデル活動、地域猫活動の実績です。平成 27 年度は 36 地域で 496 頭に手術を実施し、うち、244 頭は協力の動物病院で委託させていただいています。平成 22 年度から 27 年度までの統計で、67 地域、1,230 頭に手術を実施しました。平成 28 年度、今の段階で新たに 4 地域から申請を受理しております。以上です。

塩本委員長 はい、この件につきまして、みなさんなにか質問がありましたら。いかがでしょうか。

はい、お願いします。

委員 犬の方で、譲渡数が増えて、羽ノ浦の方も増えているのでいいなと思いますが、4 番の所で、譲渡頭数が増えたという理由のところに、「軽度の疾病がある犬や、臆病な子犬も対象にできるようになった」、とありますが、私が知っている中で、愛護センターからの譲渡で、多分譲渡してからフィラリアで、数か月以内に亡くなったというのが、2 頭、確実に知っているのは 2 頭。いるのですね。

1 頭は団体譲渡の団体さんのところで亡くなっていて、1 頭は団体譲渡から個人の里親さんのところについて、そこで 1 か月くらいして亡くなっています。個人の方の、センターで出した証明書ではないですけど、診断書みたいなのを拝見したら、フィラリアは強陽性じゃなくて陽性になっていたのですけれども、掛かりつけの病院では強陽性で、

かなり進行していたという形だったので、そうすると、かなり譲渡を受けた側で負担が大きくなると思いますので、せつかく来たのに数カ月で亡くなっちゃうっていうのも、心労的にも辛いものがあると思いますので、検査が難しいかもしれないのですけれども、何回か検査をするとか、大人になっている子はちょっと気をつけていただけたらいいかなと思います。

塩本委員長 はい。ではセンターの方からいかがでしょうか。

そういうことも過去もいっぱいあったわけではないのですよね。その引き取りに関して、いかがでしょうか。

それは、一時的のものなのか、それとも、なかなかしっかりと取り組んでいかないといけないのか。

委員 ちょっといいですか。

塩本委員長 はい。

委員 委員さんのそういった、この引き出しに立ちあつたことがないかも分からないので、そういう意見が出ると思うのですよ。

実際、この動物を引き出して助きたい人達っていうのは、フィラリアがあつて、センターが拒否した分もどうにか助きたいって言って動いてきた人達なのですね。だから、強だからといって、そこでやっぱり引き取りを辞退するっていうのは、助きたいという気持ちが強いですから、だから、助けた後のそのケアですよ、そこで、多分何かあつたんじゃないかな、と思うのですよ。

多分、引き出す前は強であれ、フィラリアであれ、やっぱり実際、そのことを考えるのと私たちでも、引き出しの7割くらいがフィラリアにかかっています。それは、やっぱりこちらの引き出した側の責任になると思いますので、例えば譲渡先で亡くなったとしても、その譲渡する際にきちんと説明ができてなかつただけのことではないかと思います。多分飼い主さんは、もしその説明を受けていれば、そこからは、飼い主さんはそういったことも全部含めて、覚悟した上での里親っていう気持ちなので、そこで多分そのフィラリアだから、センターさんの方でどうこうっていうのはどうかなって思います。

塩本委員長 はい。分かりました。

2つの話があつて、委員さんが話されたのは、1つはそういうことであつたかもわからなくても、その譲渡の前にきちつとしたデータを出して、きちつと渡す。それはまた別のものだと思いますので、それはしっかりとやっていく必要があると思うのですよね。その引き出す側としては引き出すときの確認とか譲渡先への説明の必要はありますね。その後は、ケアですね。

だけでもその時、その数も、やっぱりそれは科学のデータですので、しっかり取って、それをしっかりお伝えしていく、それ以外はないと思うんですよね。

そういうことでよろしいでしょうかね。

事務局 診断の精度につきましては、確立するように努力しますので、よろしくお願ひ致します。

委員 あの、やっぱりプラスと、プラスプラスじゃ、多分全然違うと思うので、プラスだと思って、治療はしてあげようと思って引き取っても、急激に悪くなっちゃったんですよ、実際に見た子は。もっと悪かったんじゃないかな、ってというような、ありましたので、お願いしたいと思います。

塩本委員長 ではまあ精度を出来るだけ、科学の部分はしっかりと捉えていくように、お願ひ致します。

他にありますか。

委員 すいません、センターの譲渡に出す子は、全部検査しないのですか。しているでしょう？

事務局 フィラリアについてはしています。

委員 犬猫の血液検査は？

事務局 血液検査は、スクリーニングの意味で内臓の、いわゆる肝臓・腎臓と、そのほか8項目くらいですけれども、大きな疾患がないかどうかについて、ざっと見ているという段階です。ご指摘の通り、フィラリアについて、診断キットで診断をしているのですが、27年度の末にエコーという機械も入りましたので、そういった意味では、心臓の方も拡張の具合であるとか、寄生の具合をある程度測れるような器具も入ってございますので、フィラリア等ですと、そういう意味では診断がしやすくなっています。ただ、猫のウイルス性の疾患については、1回は調べるのですが、特に子猫の場合は無理、ちょっといった先で突然死というようなことを報告いただくことはあります。

塩本委員長 その健康診断はメニューで言いますと、プログラムはしっかりありますかね。

それはみなさんが共有できるようになっていますか。

それとその診断方法はマニュアル化なっておりますか。

事務局 なっております。

塩本委員長 じゃあ人が変わっても、同じようにできるようにはなっていると。

事務局 はい。

塩本委員長 では、その内容と思いますので、もし必要であれば、そこを配布をしたり、品質をあげていくようお願い致します。

委員 そしたらそれは、譲渡に対象になった方に、里親になった方には、検査結果を渡して、お話ししてっていう…

塩本委員長 その手順、もしかしたら、ここで皆さんでもう一度確認してもいいかも分かりませんね。やっぱり重要な事かもしれませんね。良い話だと思います。

では今のことに关しまして、お話しいかがでしょうか。

平成 27 年度、処分数が目標頭数から落ちていました。まあいろいろ理由があると思います。

2,000 頭くらいから近づいたときに、全部で 2,000 頭かと言い出す頃、私もちょっと発見したことがあったんですが、1万とか 8,000、5,000、そのときからだんだん数を落としていくのと、誰も分かりませんけれども、2,500 や 1,500 とか、その時から落としていくのは随分と手法も変わってくるんじゃないですかねという話でしたね。

まさにそういうところがちょっと下がってきたかという気もします。まあ力技だけではなかなか上がらない。この 300 頭くらいが、ちょっとオーバーしていますけれども 400 頭に近いか、これを1年で挽回するのは難しいですよ。これも含めてみんな挽回するというのは、ちょっと事務的な予測ですかね。

事務局 いわゆる譲渡数を、猫なんかは3倍にまで増えてきたというようなところが、かなりの成果があるのかなというようなところなのですが、いわゆるそういう川下の方の、どうか生存の機会をっていうようなところも、もちろんより強化拡充していく必要はあると思うのですが、やっぱり大本の、川上、蛇口のところ、先ほどもお話にも出ました、いろんな動物を飼うにあたってのマナーの向上であったりとか、犬猫へのえさやり行為だったりとかっていうようなところの普及啓発ですね、改めて、県内、より住民に近い、市町村役場さんという存在もごございますので、今まで以上にそういった普及啓発を、住民の方が目にしたり、耳を傾けていただける形で、どうか訴えかけていく機会を増やしていけたらな、というようなところを考えております。

委員 今年の目標は 1,000 になるのですかね。800？

ああ、800。今年の分が入ってなかった、今回の資料に入ってなかったかなと思ったので。

事務局 今回、27 年度の末が 1,100 で、今年度の目標が 800 です。

塩本委員長 補正はないわけですね。

元々のものに従って行って、どっかで委託であれば、その分を終わらせるということなんです。そのグラフも毎年また出していかなと、痛いところかもしれませんけれども、出してもらわなかったら動かない数字です。

じゃあ次に進みますが、その課題を解決するために、今年度の事業が盛り込まれていると思います。2番目の「平成 28 年度の動物愛護管理事業計画(案)」ですけれども、よろしく願います。

事務局 はい。引き続き事務局からご説明させていただきます。まず、これまでは4月 29 日に「動物ふれあいフェスタ」、「動物愛護推進員スキルアップ研修」を行いました。5月 22 日に、「動物愛護推進員の委嘱講習会」を行いました。今日ですが、7月1日「第1回徳島県動物愛護推進協議会」を、再来週7月 14 日「第1回狂犬病予防業務担当者会議」、市町村と担当獣医師、警察の方々で行います。7月 23 日「ふれあいフェスティバル」、三好市のふれあいホスピタルで行います。7月 28 日「第1回学校飼育動物ネットワーク事業連絡会議」を行う予定です。7月 30 日「JC わくわくフェスタ」で動物愛護関連展示を、三好市の阿波池田駅周辺で行います。7月 27 日、31 日、8月 6 日、「1日体験学習」を行います。8月 10 日には、「親子体験型教室」を行います。9月 17 日、「動物愛護週間を啓発キャンペーン」として、ゆめタウン徳島、フジグラン北島で行う予定となっています。「動物愛護週間啓発パネル展」ですが、9月の6日から 16 日まで徳島市役所のロビーにて行う予定です。16日から 26 日は県庁の1階県民ホール、17日から 23 日は夢タウン徳島で行う予定です。フジグラン北島では日程は未定ですが、行う予定です。9月 22 日は「動物愛護のつどい」を行います。11月 23 日「BOW BOW CLEAN UP とくしま」として、愛犬家による清掃活動を北島町で行われる予定です。

2月から3月にかけて、「動物愛護セミナー 2017」を開催する予定です。2月に「第2回学校飼育動物ネットワーク事業連絡会議」を行う予定で、3月に「第2回徳島県動物愛護推進協議会」を行う予定です。以上でございます。

塩本委員長 はい。この件に関しまして、何か質問ございましたらよろしく願致します。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この計画は、これで可決と致します。

では、次の議題3の1)について、事務局より願致します。

事務局 はい。資料の方 28 ページ、29 ページに掲載してございます。「徳島県動物愛護適正管理地域活性化推進交付金 TNR の活用」について、前回の協議会の中でも少し委員の皆さまにお諮りしたのですが、TNR をうまく活用していただきたいという中で、委員の皆さまから、初年度については、まず、応募された方については手術をしてあげるような方向でいった方がいいのではないかと、とか、あと3人程度の確認ができたら、申込みを受け付けてあげたらどうか、とかいうご提案を頂きました。

それについて、29 ページにありますように、申込みから手術、報告までの流れの方を5月に入りまして、今年度、手を挙げていただいております、鳴門市さん、北島町さん、神山町さん、等々、あと実際に手術の方、申請の方なんかを担当していただいている獣医師会さん等とお話しをさせていただきながら、29 ページのようなモデルというか、フローチャートを作成しているところです。

まず、前段のところの左側に、飼い主がいる犬猫の避妊去勢手術の流れを書いています。申請は獣医師会に一括して受け付けをしてもらっている市町村もありますし、市町村でなさっているところもあります。いずれにしても、申し込みがあった一覧なんかを獣医師会で作成して、それぞれの市町村に戻したあとに抽選をして、飼い主のいる犬猫については市町村で申請者の居住であるとか、登録等を確認して、今度獣医師会さんの方が一括して通知をして、通知を持って動物病院へ不妊去勢手術をして、飼い主さんがいる場合は 5,000 円を差し引いた額で病院からの獣医師会への実績報告、獣医師会が取りまとめて市町村へ実績報告をしたのち、市町村が獣医師会へ支払いというふうな流れでございました。

右側、この飼い主がない猫の不妊去勢手術について、新たに設けた制度なのですが、この申込先を県の方で調整しながら考えているのは、住民からやはり市町村に直接申請に来ていただく、その飼い主がない猫の申請をされた申請者さんが、その住所地にいらっしゃるかどうかを市町村の担当の方に確認いただいて、必要であれば、推進員さん等の活用していただきながら、飼育状態等を確認していただいて、「市町村が一括して通知」、というふうに書いているのですが、他の都道府県でこの飼い主がない猫の不妊去勢手術の助成をしているところは、もうその場でチケットのようなものを手渡すというようなことをされているようなので、県の方で、この認定通知書になるようなものを一括して作成しておいて、各申込んでいただいた市町村さんで使っていただけるものを作ってもらえないか、というふうなご要望の方をいただいているところです。

この認定通知書を持って、この猫は飼い主がない猫です、ということで病院に持って行った場合には 7,500 円を差し引いた差額の方をお支払いいただくとして、後の流れは、飼い主のいる場合と同じというふうなところまで、いま決まっているというか流れが分かってきたという段階でございます。

塩本委員長 これは新しい事業でございます。先に、前回のときも報告がありました。が、この件について、まだ「案」がついているところについて、いかがでしょうか。

委員 全体の予算もあれなんですけど、結局この方向でしたら、年間何頭くらい手術できる見込みでありますか。

事務局 飼い主のいない猫を 700 頭できる予算を持っています。

委員 ということは、いかがなんでしょうか。

地域猫ってやっぱりスピードが必要と思うのです。ある地域で聞いた話では、70 % 以上避妊去勢ができてなければ頭数が減らない。できたとしても、すぐに目に見えて減少していくことではなく、何年後かなんですよね。なので、やっぱりスピードがいると思うのですが、聞いた話によると、この獣医師会とか、センターさんの方で、前回の話合いでも出たと思うのですけれども、スピードがやっぱり遅いって話を聞いたんですね。

やっぱり、他県の TNR 専門のクリニックさんがあるところでは1日に 40 頭くらい手術

が出来るんですよ。実際、そういった技術が世の中にあつて、スピード化が図れるというのに、こういった事業があるのにどうしてそれを見習わないのかなと私はちょっと疑問があります。

そこで、5,000 円引いた、7,500 円引いたって言っていますけども、実際この金額で全てまかなっているんですよ。その TNR に関する予算は、一頭多分 4,000 円とかそんなもので、時間もやっぱり短縮できる。そういった技術で実際やっている他県があるのに、なんでゆっくりこういったことでやっているのかなっていうのがちょっと私は疑問に思うんですよ。

例えばこれだけ予算があれば、センターが TNR クリニックを運営することは可能なのではないかな、と。別に他県、他市に予算をばら撒く必要はなくて、その獣医師さん、1人か2人、その技術を学んで、やれば、もっとスピード化もできて、コストダウンもできるのではないかというのが、私の率直な疑問ですね。

聞いたところによると、確か福島で TNR クリニックをされた方とかは、多分1年間で数千頭やっています。

事務局 獣医師さんを予算で雇いあげて、活動したらどうかっていうことですね。

委員 ええ。だから、1日で 40 頭できる獣医師さんが徳島にいらっしゃるのかどうかというのが、獣医師会さんとかの対応が必要と思うのですけれども。

もう辞められましたけれども、実際、TNR クリニックを神戸でもされていました。獣医師会には入ってなかったみたいですが。そういった形で1日 30 から 40 頭できる方がいらっしゃるし、技術もこの世の中にあります。そういうのがあるのに、やっぱりこういったスローなことを、やっぱり時間や頭数を考えたら、申請までの手続きも、3人必要であったりとか、そういったところの個人の利害、税金を使うから個人の方にはそんなに負担もさせられない、県ができないっていう考え方がでてくるんですよ。でも、コストダウンできて、スピードがあれば、予算を抑え、頭数がこなせるのだから、問題は結構消えていくのではないかなと思います。

塩本委員長 事務局の方からいかがでしょうか。

事務局 その福島県、神戸でされていた方は基本的には獣医師会さんの方に入られていないということですね。自身の動物病院とかの自由診療の中の位置づけで、料金をぐっと抑えて、とにかく手術っていうような。

委員 だから実際のいまの現時点で、その技術が、実際私も立ち会ったことはない、ほんとうに聞いた話ですけれどもね。

事務局 お一人でされている？

委員 ええ。でもその技術を持っている獣医師さんは日本に何人もいらっしゃると思

ますよ。1日に30から40頭できる、まあそのキャンペーンでいらしたときは、何人かで、2日で100頭していますから、やっぱり早いですよね。もう捨て猫を2カ月3ヶ月くらいからの不妊手術。ローコストでハイボリュームで、短期間でバーンと手術をやっちゃう。もし、それが出来れば、あとはモニタリングとか、その何年間、減っていくまでの何年間の間は行政の中の管理にして、耳カットしている猫がこの地域で大体何頭いるかっていうのを見ていけば、多分、子猫の数というのは劇的に減るのではないかなと思うのですけれども。実際、今年子猫の事業が少し遅かったのですけれども、ハートでは、ほぼ毎日子猫の依頼が続いています。だから、そこはみんなお断りさせてもらっているんで、どこに行っているか分からないのですけれども、結局、そうしていかなくちゃ、いま殺処分ゼロを挙げているキャンペーンみたいになっているところで、ボランティアさんもゼロに近いところで自分で負担を抱え込んでいると思います。

塩本委員長 できるだけポイントを絞って

委員 はい。そういった安いコストでやっているところもあるので、これだけプランを立てていて申し訳ないのですけど、このような事業も考えられないかなというところでした。

委員 それって、開業の獣医師さん、単独でやられていましたか、それとも行政が絡んでいましたか。

委員 行政は絡んでいないです。行政の支援なく。一般企業からの支援とかで運営されていましたね。

塩本委員長 まあ、私の方で獣医師を抱えて、私とその代表として発言をすべきだろうと思うのですけれども、個々の獣医師が動物病院でやるのは、個々の話です。私はここで話をするのは、制度として、組織として、代表としてどういう方向で行くか、というそういう実務者会議と私は思っておりますので、そういう中で、県のプログラムに沿って、獣医師会とも話をしながら、進めていくというふうに思っております。ですから、一番頭の所の県側にそういうプログラムを持って行って、そこの話を出してもらうのが一番良い方法かなと思います。

それともうひとつはローコストとか言いましたけれども、これはどういう方法がちよっと分かりませんが・・・。

事務局 すいません。去年ちよっとお聞きした中で、いま徳島県では避妊去勢手術をするときにガスでの麻酔吸入手術なんですけど、そうではなくてヘガールっていうお薬があるんですけれども、その注射でどんどんコストを下げて手術をしていくっていうことなのです。

ただ、リスクはガスの時より高い。

委員 そのあたり、県としても、一定の獣医評価水準の話になってくると思います。県が

すると、そのあたりの医師の中で果たして延び延びにするのが正しいかどうか、やっぱり検証もする必要があると思いますので、頭数に関して、例えば今よりある程度迅速にするっていうのはおっしゃる通りだと思います。一方で、一定の獣医評価の水準、維持っていうのは当然我々獣医師としての本来の姿でございますから、そのバランスっていうのが重要であるっていうこと、そのあたりを認識していただいて、県としてもそのあたりを検証させていただいたらと思います。

塩本委員長 その一番のポイントはスピードアップを図りましょうということですので、そのあたりをもう少し整理をしたり、調査したりしながら対応していただけたらと思います。その他、ございますか。

委員 TNR の費用の方は、これは、地域猫の方はボランティアの獣医師さんを 30 名ちょっとですよ、TNR 方は、どういった流れで、どこの獣医師さんにつれていってもいい？

事務局 飼い主がいる犬猫の避妊去勢手術と同じで、その認定通知書をお持ちの方は、ご自由に、自分の、最寄りの動物病院の方へ行っただけ。

委員 そしたらね、開業医の中でも、外猫、飼い主のいない猫を扱うのは嫌だっていう獣医さんも実際にいますよね、徳島県でも。それは、どうなるのですか。それが町内だったら、自分が持って行きたいところだったら、その郊外の、違う所へ持って行く？

塩本委員長 ちょっと私の方からよろしいですか。獣医師会としての立場で、いまのところの県側との話でちょっと整理しないといけないところがあるかと思います。やっぱり偏りがあって、まあ行きやすい所と行きにくい医療機関ということで随分偏りがある。それもあるし、獣医師会がお金を出している分それがバランスよく出ないと、それに傾きが出てしまうと少し困るんです。そして今話したように、飼い主のいない、管理されていない動物を持ちこまれたら困るという話がありまして、このあたりを少し整理しないといけない。

だから、できれば、地区地区を決めてですね、その中でやってほしい、もう1回調査をして、飼い主のいない猫もやれる動物病院をもう1回調査し直して、本来の飼い主のいる動物と、別個のものを作り上げる、できることならこれが一緒になるのが一番いいのですけれども、もしかしたら、そうでなくて、そういうようなのをやりたくないっていうような人もいるかもしれない。だからもうひと役少なくする。私としてもできるだけ飼い主がいてもいなくても、受け入れることは可能だと思います。連れて行く人は、それが分かりやすいと思います。

地区の偏りもあってですね、これはちょっと補正したいですね。

他、ございますか。

事務局 委員さんがおっしゃってありましたように、ある程度成果、結果を目指すので

あれば、スピード感ももちろん大切と思います。今回のこの市町村適正化推進モデル事業支援というようなところで、いわゆる飼い主のいない猫だけではなくて、市町村の中の地域の環境であったり、トータルでの環境整備っていうところで捉えていただきたいっていうところで、まどろっこしいのですが、市町村を交えて、時間がかかる、手続きがかかるのですが、将来的においては、もっとこういった補助金ではなくて、もっともう一步踏み込んだような飼い主のいない猫対策というのを、各市町村・自治体さんの方で取り組み、当然予算措置をしてくれるようになるんでしょうけど、そういったことができるように、県下全域にわたっての底上げも狙ってのところです。幸いにも今年度3市町、鳴門、北島、神山というようなところから始まっています。また、ゆくゆくは全県下に広がって行って、補助金というような形でなくもっとつっこんだより具体的な、いますぐ私の口からはなかなか出ないのですが、速やかに移行発展できるような形の土台作りの側面もございまして、ひとつご理解いただけたらと思います。

塩本委員長 他、ございますか。

委員 ちょっと余談なんですけれども、この前、うちに相談でかけてきた方で、行政とか役所関係の人、何市かわからないんですけども、市長クラスの方が不適切な猫の飼育をしていて、周辺住民が困っていると相談がありました。今、県でゼロって言うのに、その行政の関係者の方のそういったモラルの面の相談を受けてびっくりしたんですけれども。

委員 その方が？その方自身が？

委員 はい。その方の近所の方の申出です。その市で、それなりの地位のポストの人の近所の方から相談を受けたのです。だから、やっぱり行政内の方でもやっぱり教育というか、ちょっと周知していった方がいいのではないかと。例えばその市で、どうにか殺処分を減らそうといいながら、自分が不適切に増やしていたら何ということもないので。そういう相談を受けました。

塩本委員長 では、よろしいですか。

それじゃあこの件は、以上にしたいと思います。

続きまして、いま先ほどお話がありました、議題2の整備事業ですね、よろしく申し上げます。

事務局 「譲渡交流拠点施設整備事業について」、今の進捗状況の方をご案内させていただきます。

今年度に入りまして、基本設計の方、実施設計と一緒に入札が始まっておりまして、昨日6月30日までに入札の方の〆切が終わっております。

実際の入札日っていうのが7月6日ですので、これからの年度以内に実施設計の方が固まってくる予定になります。実際に来年度以降、建設工事の方が迫ってきますの

で、実際にこの建物自体が出来てきたときに、委員の皆さまのご意見等をぜひお伺いしながら、そのボランティアさんをいかに取り込んでいく、といういい方が適切かどうかは分からないのですけれども。

やはり、継続して良い活動を続けていけるボランティアさんを集めていくための、こういうところでこういう取り組みをしていますよ、っていうところで、ご紹介いただける事案があればぜひ教えていただけたらと思っているのと、我々もいろいろ自治体さんの方の取り組みで、ボランティアさんとどういった関わりをしていくかっていうのを聞いてはみるのですが、やはりあまりボランティアさんを中心としたような施設の運営しているところというのは京都さんくらいで、今のところ、行政主導型のところが多いようですが、なにかこう、こういうやり方をしているところがありますよとか、何かありましたら、ぜひ、この機会でも構構ですので、お寄せいただけたら、現地調査もしてまいりたいと考えております。

施設の規模の方については、この譲渡交流拠点施設については、もう譲渡ができる方向になっている、要するに健康管理法の部分のワクチンの方で個体管理をしている子達が増えてくる施設になってくるので、飼養室、観察室、トリミング室、マッチングスペースといったところと、活動室というのがメインになって来るかと考えております。

収容能力の方は、なるべく成犬を置いていけることがこれからの目標になってくるかと思えますし、どうしてもスペース的な問題があって、センターの外の部分、外小屋で世話をしている成犬たちなんかをきちんと収容しつつ、さらにスペースがないために処分せざるを得ないような子たちの直近につながるような、うまい循環が出来るような施設を目指していきたいというふうには思っております。

建築場所の方は、現在施設のある、「ふれあい広場」って、みなさんパッと思い浮かべられる方とそうでない方がいらっしゃるかとは思いますが、すいません、ちょっと地図を付けるべきだったのですが、センターの方の管理棟の前のスペースに、「ふれあい広場」という芝生の広いスペースがございまして、一応そこを活用するような形で、建設としてはどうかというようなところで、現在のところは進めています。以上です。

塩本委員長 はい。今年度から基本設計のところが始まる場所ですので、まだちょっと姿は見えにくいと思いますが、まあいろいろマンパワーの所も落ち着いたらもう少し見えてくれば話もしやすいかとは思いますが、これに対して質問も受けたいところですし、それからこれから煮詰めていくために、どういう方面からもう少しはっきりしてもらうのか、話していった方がより話が進めるのか、そういったようなアドバイスも、今話したように、地図を付けた方が良かったなとかいう話も、お願い致します。

委員 うちの団体はほとんどがボランティアで成り立っているのですけれども、やはりボランティアの参加しやすいような場所、でしょうね。

なかなか神山の方までは出向けない、徳島市内ですと、利用する人、学生さんがありますよね、学校が。そうするとその人達が自転車でもいけるような市内が一番いいのではないかと思います。

動物園の近くとかは、ないですね。文化の森とか、そういった大きなランドマークの近

くっただけでも、みなさんが行きやすいと思います。

塩本委員長 かなり根本的な話ですね。基本的なところの話です。

事務局 実はですね、建設予算っていうのも決められていまして、用地を購入する部分まで見込めない部分もあって、ちょっとこじかないのかな、と。

委員 長い目でみたら、譲渡会ならあそこまで行けないっていう方が多いですよ。いろいろお願いしますっていうふうに言っても、「行けない」という声が挙がっているので、そういうふうなのを含めた、どうでしょう。予算の面ももちろん分かるのですけれども。

塩本委員長 他には？

委員 一応施設は市内にあるのですけれども、ボランティアさんがはっきり言って、少ないです。始め、興味本位で来る方がほとんどです。実際、うちの立場から言わせてもらうと、行政さんサイドでボランティアを集めるのもどうかと思います。予算があるので、税金もらっているんですから、そっちで運営して下さいって言いやすいですね。うちら民間の方からしてみたら。どうして行政サイドでボランティアを集める必要があるのかなっていうのが本音です。

委員 なるほど。ボランティアの取り合いになる。

委員 そうですね。うちもはっきり言ってボランティアで運営しています。ボランティアで150頭の犬をお世話しています。これみんな県内外から来ている子がいますけれども。できれば、どうにかボランティアでない運営方法を見つけていただきたいし、逆に、ボランティアさんを集めるっていうことは、いろんな方が入ってくるということになりますから、うちもボランティアさんのお力を借りなくては、なかなか運営は難しいのですけれども、いろんな方がいらっしゃいますから、それはプラスになるときもあれば、マイナスに転じる可能性もあるということを理解しておいてほしいなというふうに思いますね。

塩本委員長 そうしたら、場所は難しい問題ですね。検討してください。
他ございませんか。

委員 ボランティアさんの本音ですけども、当協会の方も公益社団法人、非営利団体なんですけども、私どもも、いろいろ参加したいです。またボランティアさんが何かをお手伝いしてくれたときは日当を出しています。お弁当代と交通費くらいで少ないですけども、協会本部から出るんです。2,000円でも3,000円でも、出してもらったら、責任感も生まれると思います。逆にボランティアできてくださいねっていうのは、そういう1,000円でも2,000円でも、予算を組んで、シフトを組んでっていうふうにされた方が、確実に人も集まるでしょうし、

塩本委員長 有料ボランティアっていうことですね。

委員 そうですね。有償ボランティアっていいですか。
もう少し上手くいくのではないかと思います。

塩本委員長 はい。お願いします。

委員 同じように学生で、うちも学生によくお願いするのですけれども、いま学生って活動すれば、単位っていいですか、スタンプが集まってある程度単位が頂ける、もっと貯まると知事さんから認証が頂けるっていうので、学生もボランティアの活動先を探している状況なのです。だから学生ってやはり交通機関がないので、神山には行けないと思います。やっぱり場所の問題になります。

塩本委員長 他に如何ですか。

バスの便を多くするか。

他、ありませんか。よろしいですか。

では、この件はですね、ここの会議だけじゃなく、あとはアイデアがあれば、いろいろ伝えてあげて下さい。事務局としても進めていきやすいと思います。よろしく申し上げます。

では次に進めたいと思います。

4番の、「環境省モデル事業、事業概要で、マイクロチップ装着の実施」、事務局からお願いします。

事務局 資料の 31 ページをご覧ください。今年度も環境省から、モデル事業の募集がございまして、徳島県、採択をされております。2つの事業で採択をされておりました、まず、一つ目が、マイクロチップ装着の推進です。こちらは平成 26 年度から採択をされておりました、3年目になります。

こちらが、いま資料に載せているのが、徳島県から、環境省の方へ事業提案を行った概要などについて掲載しております。今年度も引き続き動物取扱業者、県獣医師会、市町村、動物愛護推進員等のボランティアさんと協力して、迷子ペットの防止、終生飼育、犬の登録と狂犬病予防注射の徹底、飼い主モラルの向上のために動物の取扱業者さんで販売されている犬猫及び、動物病院におけるマイクロチップの装着によって、所有者明示の推進と適正飼育の啓発を行いたいと思っております。

具体的な内容としましては、まず、県の方では事業者さんへのマイクロチップ装着の推進のために、環境省からマイクロチップ 500 個程度の支援を頂きまして、そちらを動物病院ですとか、動物取扱業者さんがコストを下げても装着できるように提供したいと考えております。そして、セミナー等で事業者さんへマイクロチップ装着の推進に向けての講習会を実施したいと考えております。

そして、一般の飼い主の方に向けても、何かメリットがあるように、ということで、飼い

主さんが自分ご自身の犬や猫にマイクロチップを装着した場合に使える特典つきのクーポン冊子を今年度も作成したいと思っております。

塩本委員長 以上ですか。はい。

じゃあこの事業について、いかがでしょうか。

これも数は乗っておりませんが、より推進を進めるために、ご意見を願います。

委員 はい。前回マイクロチップについてのアンケートの結果を前回の会議のときに配布していただいたと思うのですが、マイクロチップに対してすごい誤解がけっこうあったりとか、入れることに対するデメリットとか、言われなきデメリットとかがたくさんありましたし、すごく誤解している部分が多いんだなっていうのが、このアンケートで分かったと思うんです。

なので、危ないものじゃないっていうことをちょっと注釈して行った方がいいと思います。いま地域でケーブルテレビとかで収容犬の情報を流させてもらったりしているところがあると思いますので、ちょっとした動画なんかを作って、実際入れているところとか、そんなに危険な物じゃないんだ、とか、ピッと読みとるところなんかを動画みたいにして、分かりやすくして配信したり、打つことに対する抵抗感を下げないと、全然知られていないな、って思ったので、業者さんのアンケートだったと思うのですが、業者さんである感じだと、一般の方はもっと知らないのだろうなと思いますので、ユーチューブとかに上げてもいいと思いますし。

塩本委員長 そのあたり少しまた検討してみてください。

他にはありますか。

委員 この推進って、愛護センターがする場合と、一般の人が装着する料金が安いところがありますよね。

塩本委員長 ええ。

委員 ということは、そこですることによって、安くできる。

塩本委員長 そうですね、安くするとすれば、マイクロチップに補助を出す、そのものに補助を出すか、技術料に補助を出すか。

委員 我々の団体では、毎年5月か11月に大会をしてるんですね。その時、5月は700頭くらい参加したはずなんです。その大会にむけて、マイクロチップ装着義務がある。それで少しずつ浸透している。そういうので、マイクロチップ装着によるメリットとして、装着をしてもらっていたら、参加費が安くなるようとか。

塩本委員長 では、県の人から、①補助制度がどういう形か、②環境省支給のマイクロ

チップがいくつあるのか、③装着を義務づけているもの、例えば不妊去勢したときとか、などについて、説明をお願いします。

事務局 去年度は、環境省の装着推進のモデル事業からいただいた 500 個も活用しながら、動物病院さんの方にこれまで、施術料とマイクロチップと登録料を込めるとどうしても 5,000 円から 7,000 円動物病院さんで取らざるを得ないものを、県の方から獣医師会の方に委託をさせてもらって、一頭あたり 3,000 円で、それに登録料も含まれているような形で、マイクロチップを配布する。要するに施術料としては、先生に 2,000 円でやっていただくようなことでお願いしてきました。

塩本委員長 今の話だと、一般の人は動物病院で、普通だったら 5,000 円から 7,000 円かかるわけだけでも、申し出れば、3,000 円で装着出来る制度がありますよってということですかね。

事務局 そうですね。

塩本委員長 一般の人が装着をしたいとき、資格もなにも持って行かなくてもいい？

事務局 はい。その病院で、マイクロチップを装着したいと申し込んでもらうようになります。

塩本委員長 それだけでいいのですか。

事務局 はい。

委員 マイクロチップを含めたら 3,000 円ですね。ある程度の推進ですね。

塩本委員長 まあ制度としてはそれがひとつと、他にはありますか。

事務局 フェスタとかつどい有的时候に、狂犬病の予防注射と登録が確認できる方については 1,000 円の登録料のみでマイクロチップ装着の推進をしております。

塩本委員長 制度として安くなるのは、町の中で、3,000 円くらいの制度がありますよ、それからそのフェスタだとか、式典があったときに 1,000 円くらいでやる制度がありますよっていう、一般向けの話はそういうことですよね。

事務局 はい。

塩本委員長 2つがあります。あとはまだ、考えてないのですね、それ以上は。

事務局 不妊去勢手術費用の市町村の交付金 5,000 円の中に、マイクロチップ装着を、獣医師会さんの方からご提案を頂いたので、それをもうすこしきちんと制度化していかないかなということは、検討中です。

塩本委員長 次の案としては考えているものがあるということですね。3つ目があるということですね。

事務局 はい。

塩本委員長 じゃあ義務化しているのは先ほどの話がありましたように、何かの問題のときには義務化しよう、とか、そういうのはいま何かありますか。避妊去勢した時には必ず埋め込みましようというのは義務化かな？

事務局 義務化はまだできてないです。それができたらいいなと。

塩本委員長 他には何かありましたかね。

事務局 モンキードッグについては今年度の4月からマイクロチップ装着が義務化されました。

塩本委員長 譲渡する動物についてはどうですか。

事務局 センターからの譲渡動物については、団体等の譲渡についても全部含めてマイクロチップ装着をしております。

塩本委員長 次にモンキードッグ、この2つが義務化されているのですね。そのくらいですか。他にこの先考えられるものはありますか。

委員 そういう金額を貼ってますか？

私は見かけたことはないんですけど。

事務局 啓発のためのいろんなリーフレットとかと配布しています。

委員 そういうのに、金額いくらになってますよというのは、見てないのですが。

事務局 3,000 円で病院さんでやってもらえるというときには、資料提供しています。

委員 震災のことを込みで言うと、やはり里親さんは真剣になるんです。震災があったときに、じゃ、どうするのって。マイクロチップがあったら絶対いいですよっていうと、「じゃ、入れます」っていうことになるから、これもただの登録だけじゃなく、そういうのも切実

な問題かなあ。

塩本委員長 近年、大災害が起こってますので、その時のメリットが出ている事例もありますよね。そういうものを使って、言葉を使いながら推進していきたいですね。

委員 例えば、徳新さんに取材に行ってもらったら、すぐに対応してもらえますか。

事務局 声を掛けをお願いします。。

塩本委員長 その他、いかがですか。よろしいですか。

それでは、次に進みたいと思います。

「広域譲渡の推進について」、お願いします。

事務局 資料 32 ページに「広域譲渡の推進」という2つ目の事業についても決議しております。こちらは平成 27 年度から採択されておりまして、今年度で2年目になります。

内容としましては、徳島県では、すべてに不妊去勢手術、ワクチン接種等の健康管理と、マイクロチップの埋め込み、ドッグトレーナーによる基本的な人慣れとか、しつけを実施しております。

これらを徳島県の譲渡のメリットとして、譲渡動物が逆に不足している他の自治体で譲渡を勧められないかという事業になります。

自治体間で連携した広域的な譲渡の制度作りを行って、処分頭数削減のため、動物愛護啓発と適正譲渡を実施するというような内容です。

具体的には昨年度、団体譲渡として徳島のボランティアの方が県外のボランティアの方へ譲渡動物を輸送する際の費用を補助したような形になっておりまして、今年度も広域的な譲渡の際の輸送費 100 頭程度の支出を予定しております。以上です。

塩本委員長 では、質問をお願いします。

広域譲渡は、譲渡した場合の後の追跡調査みたいなものはどうなのでしょう。譲渡先といったようなものは…

事務局 譲渡関連報告書が上がってまいりますので、県内の登録団体から県外の団体、最終的に飼い主さんの方に譲渡するというような、他県にまたぐというところですが、最終飼い主さんの飼育状況であったり、所在だったりというところを、登録していただいています。県内の団体さんからセンターの方に、改めて報告書を提出していただいています。

塩本委員長 その一番最後というのは、こんな犬が飼い主のどこそこへまで行ったよというのが分かる。

事務局 はい、戻ってきますから把握できます。

塩本委員長 物理的に把握できるということですよ。
質問をお願いします。

委員 この広域の登録をしている団体さんは、今もこっちの団体さんですか。

事務局 環境省のモデル事業として去年活用してもらったのは、1か所の団体さんだけで、名古屋市さんの関係の愛護団体さんと、良い連携を作ってくれていたの、行った先のところで名古屋市の動物愛護センターのしつけ教室とか登録についてもきちんとしていただきながら、しています。

委員 聞くと名古屋もそうですけれど、関西とか大都市圏で譲渡するワンちゃんがないというのを聞くんです。その団体とで、枠を広げるということはできるんですか。

事務局 広域にいい譲渡団体さんをつながっていらっしゃるような、センターの方に登録していただいている団体さんにはお声掛けをさせていただいているんですけども、元々そこはできていたので、そこに当てはめたような形なんです。新たにこういうのでやりませんかというところまできちんとできている団体さんということになると、まだまだ数が少ないので、そこは課題ですし、もう少し連携を深めていくように…

委員 多分、〇〇さんがやっているようなのであれば、前例がなかったからとして受け入れられないみたいなことがあったかもしれませんが、一つやってたことがあったらまた広げられるのではないかなと思います。

結構、動物が少ないと県外から聞きます。うちは全国組織なので他県の所長さんから聞きますので、是非広げられるのであれば安全が一番です。広げていただけたらと思います。

塩本委員長 このモデル事業の補助金の部分は、定期効果が出てますか。これはモデル事業でいいですか。もう少しモデルとして成功すれば、もう少ししっかりした事業として書けますか？

事務局 昨年度モデル事業として広域譲渡として、先ほどの方からもお話をしましたが、その枠なんです、昨年度で 50 頭で、それを超えるぐらいの形になってまして、今年度、更に拡充ということで 100 頭というところで環境省の方には、こういった形で展開したいということで、まだ仕様書を提出している段階ですので、これが環境省で採択されて、うちの方から要求している 100 頭枠というところでそのまま認めてくれるかどうかかわからないのですが、その頭数ですよ。対象になる頭数については増やしてまいりたいと思っております。

塩本委員長 この件について、他に質問ございますか。

よろしいですか。それでは次へ進みたいと思います。

議題5です。少し関係するところもありますので、5番と6番、続けてお願いします。

事務局 議題5ですが、「災害救助犬とセラピー犬の育成」についてです。平成 27 年度の整備事業として現在に至るまでなんですが、災害救助犬として3頭が訓練中、うち1頭については、飼い主さんを募集中というところで、この訓練中の犬につきましては、平成 29 年度3月認定試験を実施する予定です。

次にセラピー犬の方ですが、平成 28 年3月時点で6頭を認定し、ふれあい教室等に参加しているという状況です。この事業、当初 100 頭の育成という目標を掲げており、例えばセラピー犬につきましては、この 27 年度で 20 頭程度が育成できたところでした。しかし、実際のところ、下の方に実績として書いてあります6頭に留まっております。

私どもとしましては、頭数だけを追っかけていくのではないんですが、認定できるセラピー犬、災害救助犬を増やしていくために、飼い主さんの募集であったりとか、もうちょっと協力いただける訓練機関を増やしたい、というようなところで取り組んでまいりたいと考えております。

犬だけの適性を判断した後に訓練になりますが、何を言っても飼い主さんのご理解やモチベーション、手焼きの部分の負担が非常に大きいかと思います。そのため、幅広い飼い主さんの募集について、皆さまのご助言とかご意見をいただけたらと考えております。

続きまして、次の 34 ページになりますが、先般の熊本と大分の震災がございました。皆さんご存知の熊本市動物愛護管理センターそのものも被災しまして、大きな施設が倒壊して動物が逃げ出してというようなことではないのですが、センターそのものも施設の一部が壊れたということでした。当然、管轄の熊本市内には、すぐさま保護すべき犬猫たちがたくさんくるので、それまで熊本市さんの方で面倒を見ていた譲渡用の候補犬について、4月に急遽、西日本の自治体を中心に受け入れをできないかと、環境省の方からとりまとめがあり、打診がございました。

当初の段階では「どこに何頭いくか」、という形がすぐに決まらず、「何頭であれば受け入れが可能か」という調査がありました。徳島県も今まで、平成 23 年度に福島から保護した犬の譲渡しており、被災地への協力については全面的に協力するという事で、「犬であれば5頭程度」と回答をしておりました。

実際は、熊本市の方から、「さやか」という仮の名前の、1頭がきました。当初、私どもも何頭くるか分からない部分がありましたので、受け入れる受け皿は、形としてどういったものが適当だろうかと考えておりました。以前の福島県から保護された譲渡犬にならって、動物愛護推進協議会の方で受け皿として受け入れる方向も視野に置いて。福島の際は構成委員の皆さま、関係団体の方のご協力もいただきながら、その子たちの譲渡会を開き、譲渡に至りました。今回は、結果的に1頭だけでしたので、「さやか」のためだけの譲渡会の開催という形ではなく、通常のアドプションセンターで月2回行っている「里親をさがす会」、こちらの方で里親さんを探してみようと、会をしてみました。しかし、現在に至るまでに、お問い合わせは非常にたくさんあり、マッチングに来ていただいた方も

いるんですが、現状ではまだ里親さんは決まっておられません。

引き続き、この「さやか」についてだけの会ではないですが、センターにいる他の成犬や子犬と同じく「里親をさがす会」や、場合によっては団体さんからの譲渡という形もあるのかなと、考えています。皆さまのご意見とかご助言をいただけたらと思っております。以上です。

塩本委員長 それでは、最後の5番、6番について、いかがでしょうか。

5番も使うには非常に難しいところがあるようですが、何かありませんか。

委員 ゲンについてですが、飼い主のお父さんの体調が悪くて、娘さんが週に1回ぐらい通われてコントロールしています。ある程度できたら、スキンシップの手法ですね。ゲンの場合は預かっているんです。身体能力だけの補助の犬と思っていたから、飼い主さんの仕事も変わったばかりですので、月に1、2回ぐらい定期的に関わっています。それがある程度コントロールできるとまた、災害救助犬として作ってますので、その訓練をします。次にコーギーですが、話を聞くところによると、資格が取れてかなりいいらしいんですね。同じように3月でもできそうな感じはします。ただ飼い主さんがまだ決まっていないので、それはまたどうにかしてみますが……。

それとセラピー犬で、写真の犬なんですが、飼い主さんは週1回来られています。まだ施設へは行ったことがないらしいです。このフーマ君や、ソラちゃんもまだセラピー活動はしたことがなく、県の方でもまだ使っていないということですよね、もし可能なら、勉強のために毎週通われて、訓練してかなりよくなっている参加者がいるので、経験させてもいいと思います。構わないでしょうか。

塩本委員長 まず、この災害救助犬というのは、大きい枠の「働く動物」、であって、その中でも災害というと、いくつかの分類みたいなものがあるんですか。

事務局 地震とか洪水といったら、行方不明者です。大まかには3種類ぐらいです。山菜を採りに行って行方不明になる場合、コーギーのような山を駆け上るような感じの切磋琢磨犬です。水難時は、助けるんじゃなくて、どこに沈んでいるかということのを犬が判断します。3メートルぐらいだったら犬はわかります。そういう水難訓練ですね。

一番難しいのは、土石流です。土が流れて難しいような地形です。熊本も行きましたが、去年の広島も土石流も要請はあります。

倒壊して家が倒れた場合、隙間ができますから、そこで生存者を見つけたりして反応するので、そういう形を習得していきます。災害といっても地震災害です。南海地震もありますので。訓練は、民家の解体屋さんと提携して、解体する前に教えてもらって、そこで練習をします。

塩本委員長 質問はありますか。

委員 セラピー犬についてですが、今月、東京から国際セラピードッグ協会さんのイベ

ントがあり、話をさせてもらったんですけど、セラピー犬というのは、日本でできた言葉ですね。

委員 セラピーとはまた違った意味です。

事務局 だから一括りにするのはどうかなと思って。センターが目指しているセラピー犬というのは、施設に行ってふれ合い、ブローミングをメインのに行うふれ合いの犬です。病院でリハビリに必要な方に、ある意味、歩調に合わせてきちんと歩けたりとかのセラピーではなくて。

委員 その部分をメインにするのですか。

事務局 県で今回始めさせていただいているセラピー犬という名前がついていますが、委員さんが仰ってくれていたようなふれ合い活動に重きをおいて、老健施設さんの方とかのおじい様、おばあ様からふれ合いの要請があり行くことがあります。その医療的なきちっとした裏付けはないんですが、犬とか猫を触ることによって、表情が豊かになったり、意欲が湧いてきたということにもつながればという意味での潤いですね。癒しです。

委員 これは統計出てるんですか？

事務局 これは松茂にありまして、学会で発表しております。これはかなり効果があるということです。そういう意味で、活動に参加いただけるということを目的としている県独自の認定という形です。先ほど先生から教えていただいたフーマ君については、愛護事業の方でふれ合い活動に行っている担当に、先生からそういう申し入れもあったということで相談して、改めて先生の方に連絡させていただきます。ご提案ありがとうございます。

塩本委員長 その他に何かございますか。

予定していた議題は終わりましたので、その他の「その他」を含めまして、質問なり提案がありましたらお願いします。

委員 処分数についてなんですが、処分目標が 800 で、昨年度から比べたら 689 頭減らさなくてはいけないという、かなり厳しいと思うんですね。数々の事業はいいことだと思うんですけど、商売をしている身では、土地を買うというのは、ブレイクダウンして1個ずつ増やしていくというのがセオリーです。例えば、今自分がやっている事業で月 200 万を売り上げようと思ったら、1月目は 50 万増やそうと考えると、30 万である物が、10 万である物、10 万である物、というふうに全部分割して考えていったら、その 10 万の売り上げるためにどういう宣伝をすればいいかというのがクリアになっていくんです。

689 減らすとすれば、個人譲渡は何頭、団体譲渡は何頭、広域譲渡は何頭、返還で

何頭、災害セラピー犬は何頭、避妊処置として自然減少させるのは何頭、停泊で入院させるのが何頭という形で細かく分類できていくと思うので、しっかり目標を立てて頑張っていたいただきたいなと思います。

塩本委員長 その他いかがでしょうか。

委員 確かに目標を達成するのはすごく大変なことだと思うのですが、譲渡ですよ。殺処分ゼロキャンペーンという形になって、これからも手が上がってくる方がいらっしゃると思います。しかし、上がってくる方に甘えるようなところだけは、ちょっとセーブしていただきたい。結局その年度下がったとしても、翌年また増えちゃうと意味がないので、あくまでも目標達成へ向かうのは普通だと思うんですけど、そのために過程が緩くなるのはダメかなと思います。

塩本委員長 その他、よろしいでしょうか。

1回ここで閉めますので、本日の予定していた議題は、「その他」も含めて以上です。以降の進行を事務局にお願いします。

事務局 最初に説明させて頂いた、今年度の愛護事業の計画のところ、9月の愛護週間に向けてまたキャンペーンを、9月17日 ゆめタウン徳島店とフジグラン北島店で開催を予定しておりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思いますのでご了承いただけたらと思います。また、詳細につきましては、追ってご連絡いたしますので、ご協力、ご理解よろしくお願ひいたします。以上です。

塩本委員長 以上を持ちまして、本日の協議会を終了といたします。
どうもお疲れさまでした。

主要事業実施工程表（3-5 守り抜く！くらし安全安心セーフティーネットの構築）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
8 人と動物がともに暮らせる地域づくり（長期：1，中期：1-3④）				
<p>主要目標 ○犬猫の殺処分頭数 540頭</p>				
<p>● 「徳島県動物愛護管理推進計画」に基づき、不妊・去勢の推進のため、交付金事業を拡充し、市町村との連携を深め、引取につながる繁殖抑制を図る。適正飼養にかかる啓発、譲渡の推進を図るため、環境省のモデル事業活用等により強化し、犬猫の殺処分頭数ゼロを目指します。＜危機＞</p> <p>○犬猫の殺処分頭数 ②5,290頭→③540頭</p>	推進			
		1,100頭	800頭	600頭
<p>● 人と動物の「共助・共生モデル」として、動物愛護管理センターに収容された犬を「災害救助犬・セラピードッグ」等として育成し、人と動物の尊い命を守り、命の尊さを啓発します。＜危機＞</p> <p>○災害救助犬・セラピードッグ等育成頭数（累計） ②1→③100頭</p>	推進			
		20頭	40頭	70頭

動物愛護管理行政に関するアンケート調査

今回のアンケートは、動物愛護及び管理に関する県民の意識調査を目的として実施いたしました。御協力いただいた皆様、ありがとうございました。

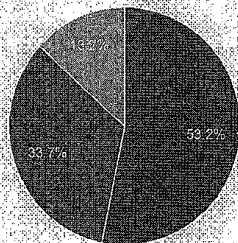
〈調査の概要〉

- 1 調査期間 平成27年6月18日～7月1日
- 2 調査対象 オープンとくしまe-モニター 200名
- 3 回答状況 回答者数 190名
回答率 95.0%

■ 問1

飼い犬・猫がいなくなった時の問合せ先として、動物愛護管理センターがあるのを知っていますか？

動物愛護管理センターについて、「知っている」または「名前は知っているが、業務内容は知らない」と回答した方は併せて8割以上でしたが、その内、4割近くの方には業務内容は知られていませんでした。

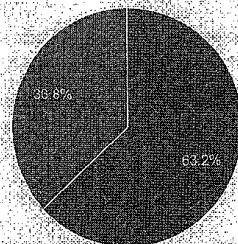


- [1] A 知っている (53.2%)
- [2] B 名前は知っているが、業務内容は知らない (33.7%)
- [3] C 全く知らない (13.2%)

■ 問2

動物愛護管理センターは年間2,000匹以上の犬・猫を収容していますが、そのほとんどが迷子動物や、野犬、飼い主のいない猫であることを知っていますか？

6割以上の方が収容動物の多くが迷子動物や、野犬、飼い主のいない猫であることを知られていました。



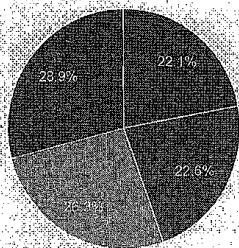
- [1] A 知っている (63.2%)
- [2] B 知らない (36.8%)

■ 問3

動物愛護管理センターでは事前申し込みの上、講習会を受講すれば、不妊去勢手術・ワクチン接種・寄生虫の駆虫・血液検査等の健康管理が済んだ犬・猫を譲り受けることができるのを知っていますか？

7割以上の方が動物愛護管理センターから犬・猫を譲り受けることができることを知られていました。そのうち約3割の方は健康管理済であること、4割近くの方は譲渡講習会について知られていませんでした。

<http://fmlib.pref.tokushima.jp/public/db/monitor4631/aggregations/14370...> 2017/01/11



- [1] A 知っている (22.1%)
- [2] B 譲り受けできることは知っているが、健康管理済であることは知らなかった (22.6%)
- [3] C 譲り受けできることは知っているが、講習会については知らなかった (26.3%)
- [4] D 知らない (28.9%)

問4

犬・猫への不妊去勢手術の影響として知っていることを全てお答えください。(複数回答可)

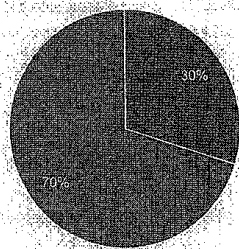
9割近くの方が不妊去勢手術の結果、予期せぬ繁殖を防ぐことができることを知られていました。他の「オスのマーキング行動の予防」「性格がおだやかになる」「猫の繁殖期の鳴き声の軽減」といったメリットや、「太りやすくなる」といったデメリットについては約2～4割の方にしか知られていませんでした。

- | | |
|--|-----|
| [1] A 予期せぬ繁殖を防ぐ (87.4%) | 166 |
| [2] B オスのマーキング行動の予防 (21.1%) | 40 |
| [3] C 性格がおだやかになる (36.3%) | 69 |
| [4] D 猫の繁殖期の鳴き声の軽減 (39.5%) | 75 |
| [5] E 太りやすくなる (19.5%) | 37 |
| F どれも知らない(選択肢A～Eのいずれにも該当しない方のみチェックを付けてください) (6.3%) | 12 |

問5

飼い犬・飼い猫への不妊去勢手術実施のために助成金を受けられる制度があることを知っていますか？

成金制度は7割の方にしか知られていませんでした。制度の周知が必要であると言えます。

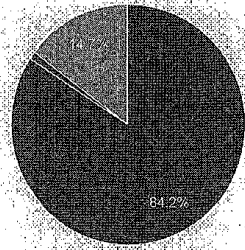


- [1] A 知っている (30.0%)
- [2] B 知らない (70.0%)

問6

学校等の教育機関で動物愛護や動物福祉についての授業を取り入れることをどう思いますか？

8割以上の方が学校等の教育機関で動物愛護や動物福祉についての授業を取り入れることに賛成しています。

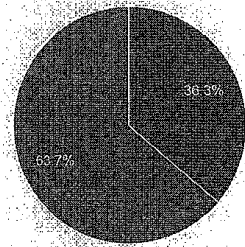


- [1] A 児童の教育に良い影響を与えると思うので賛成 (84.2%)
- [2] B 児童の教育に必要なため反対 (1.1%)
- [3] C どちらともいえない (14.7%)

問7

犬や猫のような愛護動物の遺棄は犯罪であり、100万円以下の罰金に処せられることを知っていますか？

6割以上の方が愛護動物の遺棄が犯罪であるということを知られていませんでした。愛護動物の遺棄を減らすために、さらなる周知が必要であると言えます。

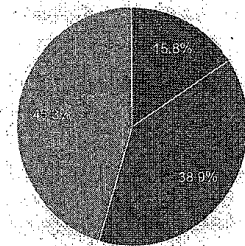


- [1] A 知っている (36.3%)
- [2] B 知らない (63.7%)

問8

飼い主明示の方法の一つとして、ペットへマイクロチップを装着できることを知っていますか？

マイクロチップのことを「知っている」または「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」と答えた方は5割以上いらっしゃいましたが、そのうち7割以上の方には詳しく知られていませんでした。



- [1] A 知っている (15.8%)
- [2] B 聞いたことはあるが、詳しくは知らない (38.9%)
- [3] C 知らない (45.3%)

問9

あなたの周りの犬や猫について、困っていることは何ですか。(複数回答可)

8割近くの方が、犬や猫について困っていることがあると回答しています。中でも「糞の放置や放し飼いなど飼い主モラルに関すること」が6割以上で最も多い結果となりました。

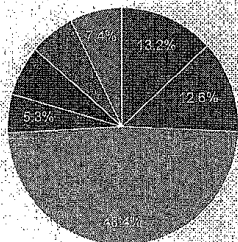
<http://fmlib.pref.tokushima.jp/public/db/monitor4631/aggregations/14370...> 2017/01/11

[1]	A 糞の放置や放し飼いなど飼い主モラルに関すること (64.2%)	122
[2]	B 飼い主のいない猫の繁殖による生活環境被害 (35.8%)	68
[3]	C 野犬による被害 (14.7%)	28
[4]	D 野犬や飼い主のいない猫に対する不適切な餌やり行為 (27.4%)	52
[5]	E 特になし(選択肢A~Dのいずれにも該当しない方のみチェックしてください) (23.2%)	44

問10

動物愛護管理行政へ最も要望することは何ですか。

5割近くの方が「飼い主モラル向上のための啓発・指導」と回答されました。



- [1] A 犬・猫の殺処分頭数の削減 (13.2%)
- [2] B ペットショップやブリーダーへの指導・監視強化 (12.6%)
- [3] C 飼い主モラル向上のための啓発・指導 (48.4%)
- [4] D 犬・猫への不妊去勢手術の助成 (5.3%)
- [5] E 学校における動物愛護・福祉教育 (6.8%)
- [6] F 動物から人への感染症予防 (6.3%)
- [7] G 犬や猫による被害の防止 (7.4%)

性別

[1]	男性 (50.5%)	96
[2]	女性 (49.5%)	94

年齢別

[1]	20~29歳 (7.9%)	15
[2]	30~39歳 (17.9%)	34
[3]	40~49歳 (21.6%)	41
[4]	50~59歳 (19.5%)	37
[5]	60~69歳 (22.6%)	43
[6]	70歳以上 (10.5%)	20

職業別

<http://fmlib.pref.tokushima.jp/public/db/monitor4631/aggregations/14370...> 2017/01/11

[1] 農林漁業 (3.2%)	6
[2] 農林漁業以外の自営業 (7.9%)	15
[3] 会社員 (27.4%)	52
[4] 団体職員 (10.5%)	20
[5] 主婦 (24.7%)	47
[6] 学生 (0.5%)	1
[7] 公務員 (0.0%)	0
[8] その他 (25.8%)	49

■ 住所別

[1] 徳島市 (34.2%)	65
[2] 鳴門市 (6.8%)	13
[3] 小松島市 (7.4%)	14
[4] 阿南市 (4.2%)	8
[5] 吉野川市 (5.8%)	11
[6] 阿波市 (4.7%)	9
[7] 美馬市 (3.2%)	6
[8] 三好市 (2.1%)	4
[9] 勝浦町 (2.1%)	4
[10] 上勝町 (1.6%)	3
[11] 佐那河内村 (1.1%)	2
[12] 石井町 (2.6%)	5
[13] 神山町 (1.1%)	2
[14] 那賀町 (1.6%)	3
[15] 美波町 (1.6%)	3
[16] 牟岐町 (1.1%)	2
[17] 海陽町 (1.1%)	2
[18] 松茂町 (3.2%)	6
[19] 北島町 (4.7%)	9
[20] 藍住町 (4.7%)	9
[21] 板野町 (1.6%)	3
[22] 上板町 (2.1%)	4
[23] つるぎ町 (1.1%)	2
[24] 東みよし町 (0.5%)	1

<http://fmlib.pref.tokushima.jp/public/db/monitor4631/aggregations/14370...> 2017/01/11

子猫5匹捨てた
容疑で書類送検
パート従業員を罰
美馬署は24日、飼っ
ていた生後約1カ月の
子猫5匹を捨てたとし
て、美馬市内に住むパ
ート従業員の60代の女
を動物愛護法違反(遺
棄)容疑で美馬区検で
書類送検した。同日、
そのほかで十数匹の猫
を飼っていた一婦人
を罰して餌代が出せな
くなったと容疑を認め
ている。

送検されたのは、
美馬市内の野下た、
飼っていた子猫5匹を
捨てたとして、
書類送検された。同日、
そのほかで十数匹の猫
を飼っていた一婦人
を罰して餌代が出せな
くなったと容疑を認め
ている。

徳島新聞

子猫5匹を捨てたとして、
美馬署は24日、動物
愛護法違反(遺棄)容
疑で、美馬市内のパート
従業員の60代女性を
書類送検した。猫は野
下たに捨てられている。
送検されたのは、
美馬市内の野下た、
飼っていた子猫5匹を
捨てたとして、
書類送検された。同日、
そのほかで十数匹の猫
を飼っていた一婦人
を罰して餌代が出せな
くなったと容疑を認め
ている。

子猫5匹捨て書類送検

美馬署 動物愛護法違反疑い

飼っていた子猫5匹を捨てたとして、書類送検された。同日、そのほかで十数匹の猫を飼っていた一婦人を罰して餌代が出せなくなったと容疑を認められている。

平成28年度 動物愛護管理業務実績(速報値)について

平成27年度	收容頭数		返還頭数		譲渡頭数		殺処分頭数	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
	2278		178[8%]		607[26.6%]		1489[65.4%]	
	1171[51.4%]	1107[48.6%]	161[13.7%]	16[1.4%]	358[30.6%]	249[22.5%]	652[55.7%]	837[75.6%]

平成28年度 [12月末]	收容頭数		返還頭数		譲渡頭数		殺処分頭数	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
	1232		118[9.6%]		369[30.0%]		768[62.4%]	
	774[62.8%]	458[37.2%]	114[14.7%]	4[0.9%]	234[30.2%]	135[29.5%]	448[57.9%]	320[69.9%]
前年度同時期差	-122	-576	-13	-10	-35	-95	-96	-469

28年度末予想1600頭程度の收容

約40%減

28年度末予想～1000頭未満

約40%減

平成29年度目標	收容頭数		返還頭数		譲渡頭数		殺処分頭数	
	1000		100[10%]		300[30%]		600[60%]	

平成28年度12月末現在
犬の収容内訳

収容状況	捕獲		捕獲後の返還		飼い主有引取		飼い主不明引取		飼い主不明引取後返還	
	成犬	子犬	成犬	子犬	成犬	子犬	成犬	子犬	成犬	子犬
482(-80)	246	272	36	0	47	2	245	91	78	1
(-71)	(-10※)	(+2)	(+2)		-25	-12	-20	-32	-7	-8

約7.5%の返還

約32%返還

処分状況	譲渡		殺処分	
	成犬	子犬	成犬	子犬
234(-35)	93	75	448	234
141	89	52	(-116)	(+20)
(-5)	(+26)	(-51)		

殺処分ゼロが達成できている自治体の多くは
子犬の収容がない
放し飼い等がない

- 徳島県の犬の収容頭数を減少させるためには
- 指導による飼い主引取りの減少→
捕獲の子犬の減少※が少なく、飼い主不明の引き取りの減少(※※)が少ないことから→
遺棄防止対策及び避妊去勢を浸透させるには？
- 飼育断念する飼い主に遺棄を選択させない方法？
- 捕獲された犬の返還率が低い→
そもそも飼い主がない野犬とその繁殖による子犬への対策をどうするか？
- 返還数の増加→クーポン、マイクロチップ装着料金のキャンペーン等によるマイクロチップ装着数増加→迷子が返還されやすくなる仕組み？
- 動物愛護管理センターの認知度に世代の偏りがある→推進員・ボランティアによるチラシ作成・配布協力の検討
- 譲渡数の増加→殺処分内訳②への生存の機会を増やすために→
ミルクボランティア、広域譲渡の活用、災害救助犬・セラピー犬等の育成による譲渡促進の土台
→29年度末からの譲渡交流拠点施設活用

平成28年度12月末現在
猫の収容内訳

収容状況	飼い主有引取		飼い主不明引取		飼い主不明引取後返還	
	成猫	子猫	成猫	子猫	成猫	子猫
前年度同月差	11	27	78	342	3	1
	(-7)	(+17※)	(-187)	(-399)	(-5)	(-4)

約0.8%の返還

処分状況	譲渡		殺処分	
	飼い主を探す会	団体等譲渡	成猫	子猫
前年度同月差	63	72	53	267
	(-4)	(+7)	(+10)	(-108)

殺処分ゼロが達成できている自治体の多くは
自活可能な飼い主不明の猫の処分目的の引き取りを肅正
猫について 収容した猫については譲渡ボランティアによる引き出しに頼る→多頭飼育崩壊

- 徳島県の猫の収容頭数を減少させるためには
- 子猫の収容が全体の80%以上
- 遺棄防止と避妊去勢対策が急務
- 地域猫及びTNR事業を使いやすくする+マイクロチップ装着の推進
- 飼い主に遺棄を選択させない予防措置

第3 犬の危害の防止に関する指導・取り締まり状況（合計）

平成28年2月31日現在

	立 入				調 査				措 置				命 令				こ う 傷 犬 内 容		
	内		内		内		内		内		内		内		換 診 内 容	件 数	野 犬	飼 い 犬	
	件 数	7条 3号	13条 2項	16条 2項	17条 2項	17条 2項	17条 2項	17条 2項	17条 2項	17条 2項	17条 2項	17条 2項	17条 2項	17条 2項					17条 2項
センター	32		31	3				12							17	17			17
センター 警察署	1		1																
計	33		32	3			12							17	17				17
保健所	8		8												2	4	2		1
保健所 警察署																			
計	8		8											2	4	2			1
保健所			1	5											3	3			3
保健所 警察署																			
計			1	5											3	3			3
保健所	4		3	1											1	1			1
保健所 警察署																			
計	4		3	1											1	1			1
保健所	11		11												1	1			1
保健所 警察署																			
計	11		11												1	1			1
計	56		54	4			12							21	23	2			20

第6 平成28年度 犬及び猫による被害及び苦情処理状況(年計) 12月末日

区分 保健所 (市町村名)	被害及び苦情相談											動物の愛護及び管理に関する法律及び条例に基づく指導状況				狂犬病予防法違反に係る処置等										
	犬						猫					累計	処 理 件 数	指 導 件 数	立 入 調 査 件 数	そ の 他	罰 則 適 用									
	① 野 犬 が 多 い	放 し 飼 い が 多 い	家 畜 の 被 害	農 作 物 の 被 害	糞 に よ る 被 害	鳴 き 声 に よ る 被 害	コ ミ ・ 花 壇 の 被 害	追 い か け る	そ の 他	そ の 他	多 野 良 猫 ・ 子 猫 が い る							糞 に よ る 被 害	コ ミ ・ 花 壇 の 被 害	餌 や り が い る	そ の 他	③ 計	④ 動 物 の 引 取 相 談	月 計 (② + ③ + ④)	処 理 件 数	指 導 件 数
徳島市	7	190	26	9	6	23	4	6	96	367	162	46	31	48	20	307	19	693	101	21	15	27				
鳴門市	4	181	14	1	26	20		23	104	373	42	8	8	14	2	74	7	454	22	5	4	12				
小松島市		46	4			3			15	68	25	8	2	7	2	44	5	117	12	2		4				
吉野川市	2	64	29	6		3			63	167	28	18	6	13	7	72	2	241	14	3		7				
阿波市	1	148	10		2	3		6	75	245	5	1	1			7	2	254	12	4	2	4				
勝浦町		2							2	4	4	2	1	1	1	9	2	15	2			1				
上勝町											3	1				4		4	2	1						
佐那河内村											2					2		2	2							
石井町			1								5	2	1	1	2	11	4	16	4		1					
神山町			1								5	2	2			7		8	3	1						
松茂町	1								2	3	3	1	1	2	1	8	2	13	5		2					
北島町			6			1			5	12	4			4	8	5	25	25	10	2	2					
藍住町	2	4				1			21	28	4	2	3	3	12	2	42	42	14	3	5					
板野町		27	11			1		13	23	75	6	1		1	3	11	1	87	4	1						
上板町		4				2			13	19	6	1	2	2	3	14	1	34	3							
月計	17	666	102	1	41	9	56	17	35	419	304	91	58	96	41	590	52	2,005	210	43	31	63				
累計	17	666	102	1	41	9	56	17	35	419	304	91	58	96	41	590	52	2,005	210	43	31	63				

第6 平成28年度 犬及び猫による被害及び苦情処理状況(年計) H28.12.21末

区分	被害及び苦情相談														月計(②+③+④)	累計	動物の愛護及び管理に関する法律及び条例に基づく指導状況				狂犬病予防法違反に係る処置等											
	犬							猫									処 理 件 数	指 導 件 数	立 入 調 査 件 数	そ の 他	罰 則 適 用	始 末 書	勸 告 書									
	①再掲咬傷数	野犬が多い	放し飼いが多い	家畜の被害	農作物の被害	糞による被害	鳴き声による被害	ゴミ・花壇の被害	追いかける	その他(①を含む)	②計	多野良猫・子猫がい	糞による被害	ゴミ・花壇の被害										餌やりがいる	その他	③計	④動物の引取相談					
保健所(市町村名)	阿南市	7	46	36	3	8	9	4	6	30	149	43	9	7	5	24	88	27	205	101	2	1	15									
	那賀町		1								1						2	1	4	4	4											
	月計	7	47	36	3	8	9	4	6	30	150	43	9	7	5	26	90	28	209	105	2	1	15									
	累計	7	47	36	3	8	9	4	6	30	150	43	9	7	5	26	90	28	268	209	105	2	1	15								
	美波町	1	2	3					2	6	14	6	1		2	3	12	14	45	24	1											
	牟岐町		1							3	4	2					2	6	9	3	4											
	海陽町	2		2		3				2	9	2	2		3	1	8		32	22	2											
	月計	3	3	5		3			2	11	27	10	3		5	4	22	20	86	49	7											
	累計	3	3	5		3			2	11	27	10	3		5	4	22	20	86	49	7											
	美馬市	1	35	9		3	1			16	65	9	2		2	9	22				4											
	つるぎ町						1			1	2	1					1		3													
	月計	1	35	9		3	2			17	67	10	2		2	9	23		90		4											
	累計	1	35	9		3	2			17	67	10	2		2	9	23		90		4											
	三好市	1	30	10		2	2			16	61	21	5		9	21	56	14	131		5	1	4									
	果みよし町		1	2						2	5	6	2		4	3	15	4	24													
	月計	1	31	12		2	2			18	66	27	7		13	24	71	18	155		5	1	4									
	累計	1	31	12		2	2			18	66	27	7		13	24	71	18	155		5	1	4									
	月計	29	782	164	1	44	25	69	21	43	495	1673	394	112	65	121	104	796	2587		510	202	41	5	101							
	累計	29	782	164	1	44	25	69	21	43	495	1673	394	112	65	121	104	796	2587		510	202	41	5	101							

注) 動物愛護法及び条例による指導等(犬の危害防止の部分を除く)ただし、犬に関する指導等に係る部分も含む。)については、●処理件数:苦情・指導等総件数(内訳)指導件数:指導した個別指導件数 立入件数:立入権限を有し立入調査したものを記入する。

所有者からの引取り相談、拒否対応件数とその理由 合計 4/28. 12 月末

区分	大										猫												
	引取り拒否対応件数					引取り拒否対応理由数					引取り拒否対応理由数					引取り拒否対応理由数							
	引取り相談件数	引取り拒否相談数	引取り拒否数	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	その他	引取り相談件数	引取り拒否相談数	引取り拒否数	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	その他	
センター	131	124	0	説明理由 拒否理由	0	0	20	17	56	63	6	1	149	147	0	0	4	87	7	13	46	3	0
阿南	22	20	0	説明理由 拒否理由	0	0	0	0	14	6	0	0	5	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0
美波	10	10	0	説明理由 拒否理由	0	0	0	1	8	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
美馬	13	6	0	説明理由 拒否理由	0	0	0	3	3	0	0	0	21	16	0	0	1	5	0	2	11	0	0
三好	11	7	0	説明理由 拒否理由	0	0	1	1	1	5	0	0	9	7	0	0	0	0	1	6	4	0	0
累計	187	167	0	説明理由 拒否理由	0	0	21	22	82	75	6	1	185	175	0	5	92	8	21	66	3	0	0

規則第二十一条の二
 一 犬猫等廃死業者から引取りを求められた場合
 二 引取りを繰り返し求められた場合
 三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求めめる者が都道府県等からの緊需を判断するための措置に関する指示に従っていない場合
 四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
 五 引取りを求めめる犬又は猫の健康状態を照らして引取りを求めざるべきと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合
 六 あらかじめ引取りを求めめる犬又は猫の健康状態を照らして引取りを求めざるべきと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合
 七 前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求めざるべきと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合
 ※引取り相談件数には、電話やメール、対面等にて、引取りの相談を受けた件数(延べ)を計数する。
 ※引取り拒否相談件数には、引取り拒否相談と引取り拒否を計数する。
 ※引取り拒否相談数：引取り相談を受けたもののうち、引取りを求める相当の事由がなく説明した延べ件数。
 同一案件でも、3回の引取りに関する申請・依頼書等を受理した後に、動物愛護管理法第35条第1項に基づき拒否の回答を行った延べ件数。
 同一案件でも、複数頭の引取り拒否説明、引取り拒否した場面でも、件数は1とする。
 同一案件で、犬及び猫の引取り拒否説明、引取り拒否した場面には、犬と猫にそれぞれ分けて計数する。
 ※引取り拒否対応理由数には、引取り拒否説明及び引取り拒否した際の理由(第1号～第7号、不明、その他)を計数する。
 ※引取り拒否相談の理由がある場合は、複数の理由を計数するものとする。

議題2

平成28年度 動物愛護管理事業実施状況

- 4月29日(金) 動物ふれあいフェスタ、動物愛護推進員スキルアップ研修
 - 5月22日(日) 動物愛護推進員委嘱講習会
 - 7月1日(水) 第1回徳島県動物愛護推進協議会
 - 7月14日(木) 第1回狂犬病予防業務担当者会議(東部圏域)
市町村、獣医師、警察
 - 7月23日(土) 友愛フェスティバル 防災関係展示
三好市、友愛ホスピタル
 - 7月28日(木) 第1回学校飼育動物ネットワーク事業連絡会議
 - 7月30日(土) JCわくわくフェスタ 動物愛護関連展示
三好市、阿波池田駅周辺
 - 7月27日(水)、31日(日)、8月6日(土) 一日体験学習
 - 8月10日(水) 親子体験型教室
 - 9月17日(土) 動物愛護週間啓発キャンペーン
ゆめタウン徳島、フジグラン北島
 - 動物愛護週間啓発パネル展
9月6～16日 徳島市役所ロビー
9月16～26日 県庁1階県民ホール
9月17～23日 ゆめタウン徳島
 - 9月22日(木) 動物愛護のつどい
 - 9月24日(金) セラピー犬認定審査会
 - 9月27日、10月16日、30日、11月6日、11月20日
避難所運営セミナー・ペット同行避難防災訓練等
 - 10月12日(水) 第一回 動物由来感染症検討会
 - 11月23日(水) BOW BOW CLEAN UP とくしま 愛犬家による清掃活動 北島町

 - 1月13日(金) 徳島県動物愛護管理実務担当者会議
 - 2月16日(木) 第2回狂犬病予防業務担当者会議(東部圏域)
 - 2月28日(火) 第2回学校飼育動物ネットワーク事業連絡会議
 - 3月2日(木) 第2回徳島県動物愛護推進協議会
- 予定
- 3月4日(土) 災害救助犬認定審査会
 - 3月11日(土) 動物愛護セミナー2017
 - 3月20日(月) セラピー犬認定審査会
 - 3月22日(水) 第2回動物由来感染症検討会

議題3

平成28年度事業進捗状況と29年度新規事業について

1) 災害救助犬・セラピー犬等育成プロジェクト

●災害救助犬等育成事業進捗状況

平成27年度末 2頭を災害救助犬候補犬として認定

平成28年度末 上記2頭の災害救助犬認定審査会を開催(3/4)
認定の見込み

現在、資質判定合格犬が2頭

- 課題
- 1 犬の選定が困難:素質のある犬が少ない
 - 2 飼い主(ハンドラー)のなり手が少ない
対策→ペット関連学校
市町村防災担当を通じた消防団等への周知、呼びかけ
デモンストレーション犬による呼び込み
 - 2 災害救助犬認定後の継続訓練の必要性
救助活動の訓練のため経験と、継続訓練が必要

●セラピー犬等育成事業

平成27年度 6頭

平成28年度 7頭(前期)

15頭(後期)認定審査会を開催予定(3/20)

平成29年度 30頭以上の認定を目指す

- 課題
- 1 犬の選定の難しさ:収容犬特有の性格の変化
対策→譲渡後の性格の安定度をみて訓練参加を促す
 - 2 飼い主モチベーションの維持
対策→説明会等により訓練内容が見える化し、ステップアップを実感
できる内容にする
→親しみやすい名前「ふれあい活動犬」とすることにより飼い主の
プレッシャーを軽減
 - 3 訓練参加方法
対策→訓練所に通う以外に、センター開催の選択肢を作る

2) 徳島県動物愛護管理適正化地域活性化推進補助金のTNRへの活用

市町村交付金：市町村が実施する「動物適正管理の推進」に県が1/2補助
28年度 全24市町村が飼い犬・飼い猫の不妊・去勢措置の推進に活用
(県、市町村が2,500円ずつ補助)

平成28年6月 補助金交付要綱を改正(平成28年度事業から適用)
飼い主のいない猫への不妊去勢手術も対象に追加

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術についても、
県・市町村で2,500円ずつ負担しボランティアによるTNRを積極的に支援

(別添概要及び案を参照)

事業名
一 地域における普及啓発に係る取組に対する支援
二 飼い犬・飼い猫の不妊・去勢措置の推進に係る事業 (不妊・去勢措置の助成を行う場合にあっては、一件あたり5千円を上限とする。)
三 地域における飼い主のいない猫への不妊・去勢措置の推進に係る事業 (不妊・去勢措置の助成を行う場合にあっては、一件あたり5千円を上限とする。)
四 学校等における飼育動物対策の推進に係る事業
五 災害時の動物救護対策の推進に係る事業

平成29年度は徳島市が TNR 活用予定

3)「譲渡交流拠点施設」整備事業

施設規模等

飼養室、観察室、トリミング室、マッチングスペース、活動室、倉庫等 約300㎡

収容能力:犬猫譲渡候補動物100頭を飼養

(成犬15、子犬35、成猫10、子猫40)

年間600頭の譲渡が可能(団体譲渡を含む)

建築場所

ふれあい広場の一部を予定地として設計を行う

スケジュール

平成27年度 計画・調査

平成28年度 設計

平成29年度 建設工事→29年度中に供用開始をめざす

4) ペットに優しいまちづくり推進事業

●マイクロチップ装着推進:迷子ペットの防止

(環境省マイクロチップ推進モデル事業 H21～22)

経緯

H21 愛護センター 譲渡動物へのマイクロチップ装着 95 頭

据え置き式マイクロチップリーダー設置

県内 50 動物病院 マイクロチップハンディリーダー配布

H22 愛護センター 譲渡動物へのマイクロチップ装着 約 200 頭

県内 50 動物病院 マイクロチップ配布 500 頭分

H23 9月 東日本大震災を受け 県獣医師会と県の間で災害支援協定 締結

(1) 負傷した動物の保護収容及び治療

(2) 飼い主の不明な動物の個体識別の補助

(3) 被災した動物の健康相談, 一時保管

(4) その他の救護活動に必要な措置

環境省モデル事業採択 H26～

H26 動物取扱業者、動物病院と連携したマイクロチップ推進

県内 43 動物病院 マイクロチップ配布 500 頭分

特典付き啓発クーポン 5000 部

H27年 6月補正でマイクロチップ装着推進委託事業予算化 500 頭分

特典付き啓発クーポン 5000 部(17事業所協力)

H28年 マイクロチップ装着推進委託事業 500頭分

特典付き啓発クーポン 5000部(19事業所協力)

参考: H28、12月末 県内登録頭数 5614頭(犬 4313、猫 1287、他 14)

別添参照

●譲渡ネットワークの構築

→県内団体等譲渡登録者による広域譲渡

再譲渡後は犬の登録及びマイクロチップについての飼い主変更手続きを確認済
平成27年度 名古屋を中心とした中部へ

犬52頭(成犬28頭 子犬24頭)

平成28年度 名古屋を中心とした中部へ(2月末現在)

犬60頭(成犬33頭 子犬27頭)

猫14頭(子猫14頭)

→受け入れ可能と回答のあった自治体(四日市市、和歌山県、鳥取県)との新たなネットワーク構築ができなかった。

再譲渡ができなかった場合の措置、輸送手段等の課題がクリアできず。

※受け入れに際して「人慣れ」「健康管理ができて」「譲渡に適している」ことが条件であり多くの自治体は受け入れできないとの回答

健康管理の信頼性向上

→シェルターメディスンによる、感染症コントロール=収容動物へのワクチン接種

→詳しい身体検査のマニュアル化、エコーの活用(フィラリア、妊娠等の確認)

別添カルテ参照

議題4

環境省モデル事業概要

1) マイクロチップ装着の推進

概要

動物取扱業者、県獣医師会、市町村、動物愛護推進員等ボランティアと協力して、①迷子ペットの防止、②終生飼育、③犬の登録と狂犬病予防注射の徹底、④飼い主モラルの向上のため、動物取扱業者が販売する犬・猫及び動物病院におけるマイクロチップ装着による所有者明示の推進と適正飼育の啓発を行う。

協力事業者を掲載した啓発兼飼い主特典付きクーポン冊子を作成し、マイクロチップ装着のメリットを高め、また飼い主と動物取扱事業者の意識、資質向上を図る。

また、著名人を招いたパネルディスカッションを開催し、一般県民の動物愛護思想の向上を図ることにより、犬・猫の殺処分頭数の削減につなげる。

平成28年度事業内容

平成27年度事業を継続し、民間事業者等との連携によるマイクロチップ登録の更なる推進を図るとともに、マイクロチップ登録の課題について検証し、加えてマイクロチップを活用した猫の登録制度モデル的な導入に向けた検討をする。

(県)

協賛事業者の募集、関係機関との調整、啓発・クーポン冊子の作成及び配布、
県獣医師会へのMC及びアンケート配布(500個)

動物取扱責任者研修にて、有識者のマイクロチップに関する講習を実施

事業の検証のため、関係団体、有識者、環境省を交えた検討会を開催(3月下旬)

(県獣医師会)

協賛動物病院の募集、事業協力要領の作成、MC、アンケート及び冊子の配布

(協賛動物病院)

飼い主へのMC説明と犬・猫への装着、アンケート配布、AIPO登録手続きの代行、施術費割引協力、冊子配布

(動物取扱業者)

販売犬・猫へのMC装着(協賛7事業所)、

MC推進と適正飼育の啓発のためのリーフレット配布、MC装着に係る飼い主特典の付与

(市町村)

冊子の配布、MC推進

2) 広域譲渡の推進

概要

徳島県では譲渡動物全てに不妊・去勢手術、ワクチン接種等の健康管理とマイクロチップの埋め込み、ドッグトレーナーによる基本的なしつけを実施している。これらを譲渡メリットとして他自治体で譲渡希望がある子犬及び犬種について、当該自治体を通じた一般飼い主への譲渡を行う。

自治体間で連携した広域譲渡の制度作りを行い、処分頭数削減のため動物愛護啓発と適正譲渡を実施する。

平成28年度事業内容

平成 27 年度事業を継続・拡充し、受入れ可能自治体の条件をクリアして、自治体間の譲渡につなげる。

また、ボランティアとのネットワークもあわせて構築することにより、各自治体で負担のない仕組みをつくる。

広域譲渡のため、企業等と連携し、譲渡動物の情報提供やネットワークを構築する。

ボランティアを通じた広域譲渡と他自治体との連携(案)

- (1) ボランティアを通じた広域譲渡のため、無料で避妊去勢手術、マイクロチップ装着、ワクチン注射等を実施。
- (2) 協力自治体での、徳島県譲渡犬の飼い主募集ポスターの掲示。
- (3) 徳島県動物愛護管理センター登録譲渡団体と先方の譲渡ボランティアのネットワークにより、先方自治体在住のボランティアをつうじ近郊への広域譲渡を実施。
- (4) 譲渡後、飼い主へは、協力自治体の実施するしつけ方教室を案内。
- (5) 譲渡後、飼養自治体での犬の登録、マイクロチップの飼い主登録の確認。